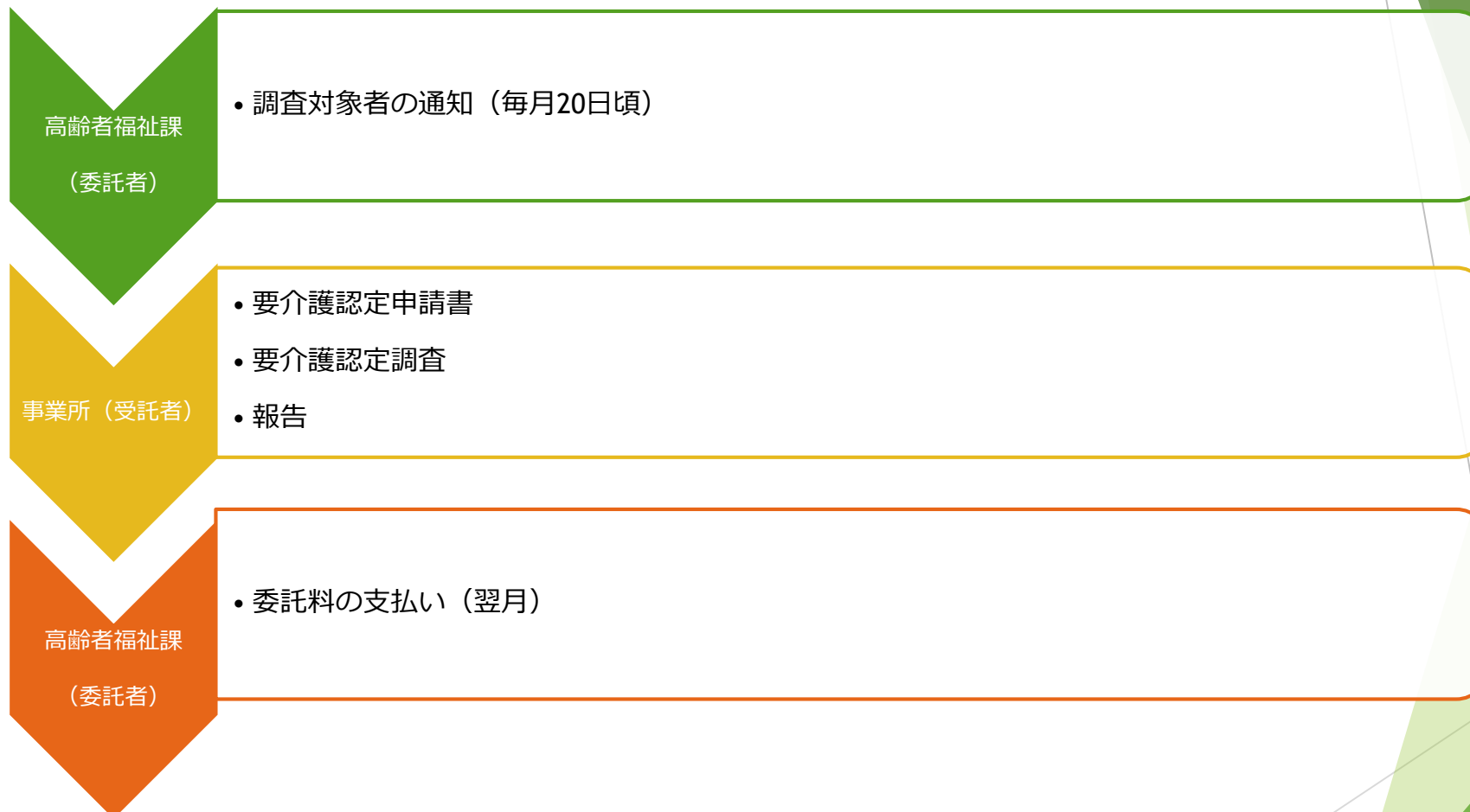


# 認定調査の委託について

介護給付係

# 令和6年度委託契約のお願い

## 委託内容



益田市では、要介護・要支援認定事務の安定的な運営のため、認定調査の委託を実施しています。令和6年度についても、各事業所の皆様のご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い致します。

# 契約事務の流れ

## 1. 契約に関する書類の郵送

- ・要介護認定調査委託契約書（2部）
- ・要介護認定調査従事者名簿
- ・要介護認定調査料振込届出書

## 2. 契約書類の記入返送

- ・要介護認定調査委託契約書（2部）
- ・要介護認定調査従事者名簿
- ・要介護認定調査料振込届出書（国保連へ請求の場合は不要）
- ・介護支援専門員証の写し
- ・要介護認定調査員研修修了証の写し  
（※平成15年4月以降、新規に介護支援専門員証の交付を受けた方）

## 3. 契約締結

- ・契約書送付

# 認定調査委託料の 見直しについて

# 令和6年4月より認定調査委託料を見直します

在宅1件あたり

施設1件あたり

令和5年度まで

3,100円 (税込)

2,600円 (税込)

**令和6年度より**

**3,300円 (税込)**

**2,640円 (税込)**

# 調査実施先における金額の区分も見直します

令和5年度まで	医療施設に入院又は福祉施設に入所の場合	2,600円（税込）
	在宅で生活している場合	3,100円（税込）
令和6年度より	<b>認定調査を実施する事業所又は施設に所属する調査員が、自ら所属する事業所、施設又は併設する事業所、施設、病院において調査した場合</b>	2,640円（税込）
	<b>その他の場合</b>	3,300円（税込）

例：居宅介護支援事業所の職員が病院にて調査を行った場合 ⇒ **3,300円（税込）**

# 令和6年度 認定調査員研修会（新任研修）

新たに認定調査に従事される方を対象に下記日程において、認定調査員研修会（新任研修）が開催されます。

## 1. 日時・会場

- (1) 令和6年5月17日（金）13：00～17：00（12：30受付開始）  
県松江合同庁舎2階 講堂（松江市東津田町1741-1）【定員60人】
- (2) 令和6年5月31日（金）13：00～17：00（12：30受付開始）  
県浜田合同庁舎2階 大会議室（浜田市片庭町254）【定員40人】

## 2. 対象者

- (1) 市町村等職員（非常勤等を含む。）
- (2) 介護保険施設・居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員（有効期間満了により介護支援専門員証が失効している者を除く。）

※認定調査員研修（他県開催を含む。）の受講実績のある方や、令和6年度に認定調査に従事する予定のない方は対象外です。

### 3. 受講申込

下記サイトより、4月8日（月）8：30から4月19日（金）17：00の間に申し込んでください。

「しまね電子申請サービス（島根県）」

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/nintei>

※定員に達した場合は、申し込みをお断りする場合があります。

尚、認定調査の委託をしている各事業所へは、  
メールでもお知らせいたしますので、詳細についてはメールをご確認ください。